

健康福祉審議会	2020/5	資料4
第2回 障害部会		

中野区における障害児支援の現状と課題

I 第1期障害児福祉計画に係る進捗状況

II 現状と課題

(基礎資料)

施策1 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

- (1) 早い段階からの気づきのための相談体制の充実
- (2) ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の拡充
- (3) 保護者・家族への支援の充実

施策2 専門的な支援の充実と質の向上

- (1) 障害児通所支援事業所の質の向上
- (2) 障害児相談支援事業所の整備と体制構築
- (3) 重層的な地域支援体制の構築
- (4) 医療的ケア児への支援の充実

施策3 地域社会への参加や包容の推進

- (1) 地域生活における支援の充実
- (2) 地域社会の障害理解促進や啓発

I 第1期障害児福祉計画に係る進捗状況

成果目標

本計画は児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた基本指針に基づき、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までの3年間を期間とし、成果目標とサービスの必要な量の見込みを定めました。

令和2年度現在、概ね目標を達成していますが、関係機関の協議の場の設定については、目的、位置づけ、対象児等の調整も含め、検討中となっています。

児童発達支援センター機能の整備及び保育所等訪問支援の充実

		指標	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
I	目標	児童発達支援センター機能の整備	有		有
	実績	〃	有	有	—
II	目標	保育所等訪問支援の実施	有		有
	実績	〃	有	有	—

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

		指標	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
I	目標	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2		2
	実績	〃	2	2	—
II	目標	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	2		2
	実績	〃	2	2	—

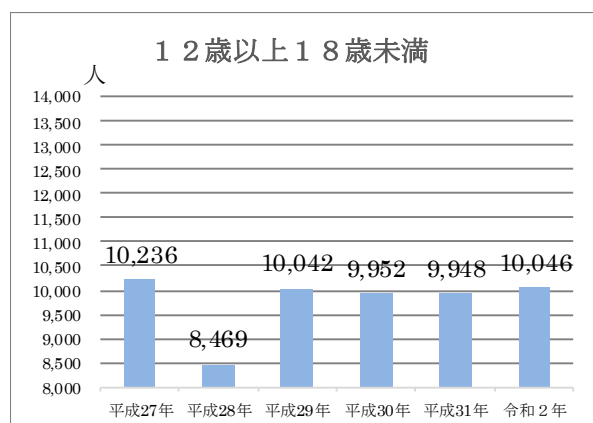
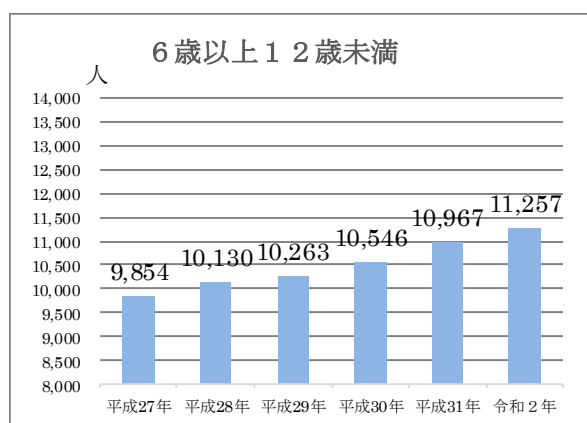
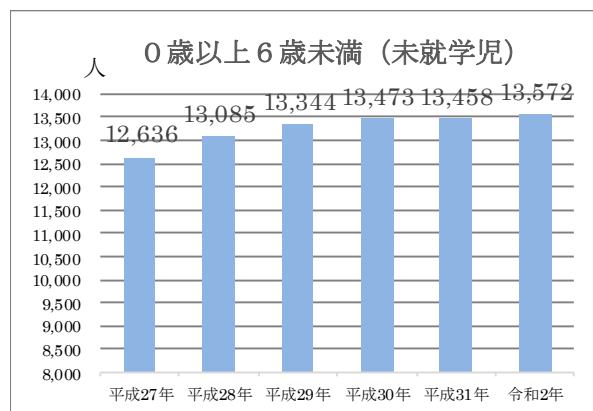
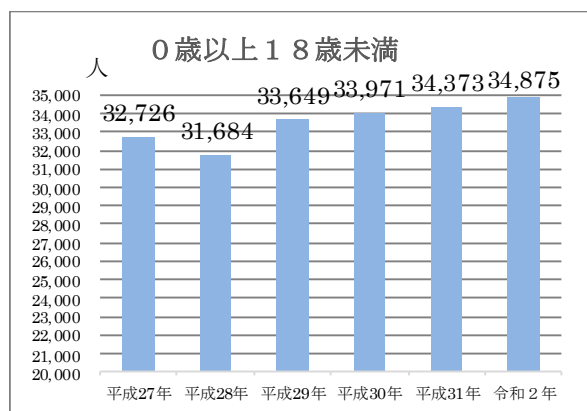
関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

		指標	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
	目標	関係機関等連携のための協議の場の設置	有		有
	実績	〃	無	無	—

Ⅱ 現状と課題

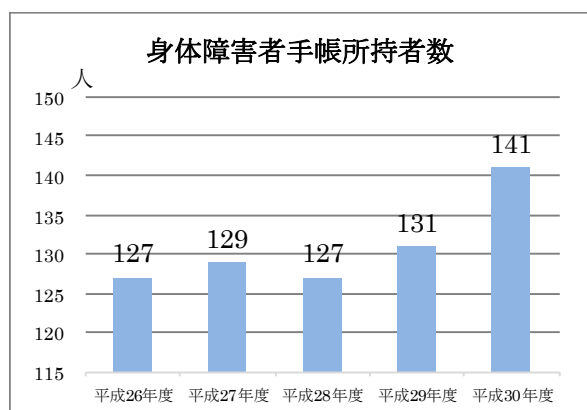
(基礎資料)

0歳～18歳までの人口推移（住民基本台帳より 各年4月1日時点）

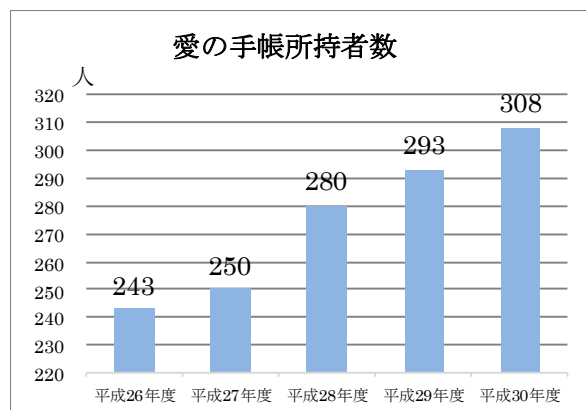


手帳所持状況（健康福祉部事業概要より）

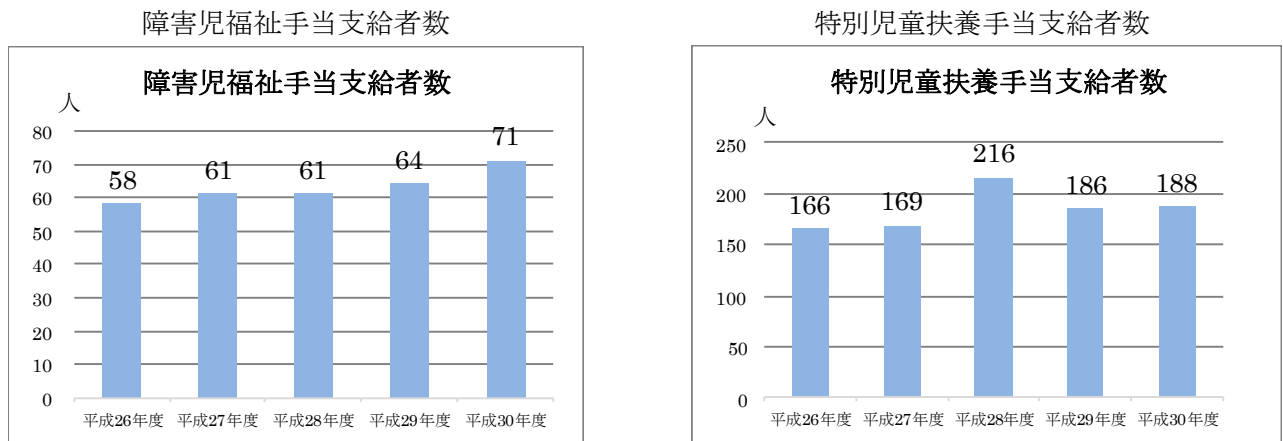
身体障害者手帳所持者数（18歳未満）



愛の手帳所持者数（18歳未満）



手当支給状況（健康福祉部事業概要・教育要覧より）



施策1 関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制

（1）早い段階からの気づきのための相談体制の充実

区内4か所のすこやか福祉センターと併設する相談支援事業所が整備され、区内南北の区立の障害児通所支援施設とあわせて、身近な地域において相談・支援のできる体制が整っています。

すこやか福祉センター及び相談支援事業所において、乳幼児から学齢期にわたる子どもの発達に関わる相談支援を実施しています。また、乳幼児健診フォローや保育園・幼稚園等からの相談を通じて、必要なサービスの紹介や専門的機関への橋渡しを行っています。保護者側の課題も含め支援の必要な家庭が増加傾向にあります。

発達支援が必要な子どもの増加やニーズの多様化・複雑化に対し、早い段階からの子どもと保護者に対する身近な地域での支援がさらに求められます。すこやか福祉センターは、かかりつけ医との連携や各センターに配置された心理職によるより専門的な支援を充実していく必要があります。

また、療育センターの療育相談を適切な時期に受けられる体制の構築が求められています。

すこやか福祉センターにおける発達支援相談（令和元年度）

	0歳から6歳未満	6歳以上18歳未満	合計
南部すこやか福祉センター	244人	115人	359人
中部すこやか福祉センター	307人	144人	451人
北部すこやか福祉センター	349人	202人	551人
鷺宮すこやか福祉センター	369人	173人	569人
合計	1296人	634人	1930人

(2) ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の拡充

①就学相談（就学時、転学、通級・巡回指導利用のための相談）

就学時の相談

小・中学校就学時において、障害等により就学に心配のある児童について、一人ひとりの発達段階及び障害の状態に応じた教育の場を提供する為の相談を実施しています。

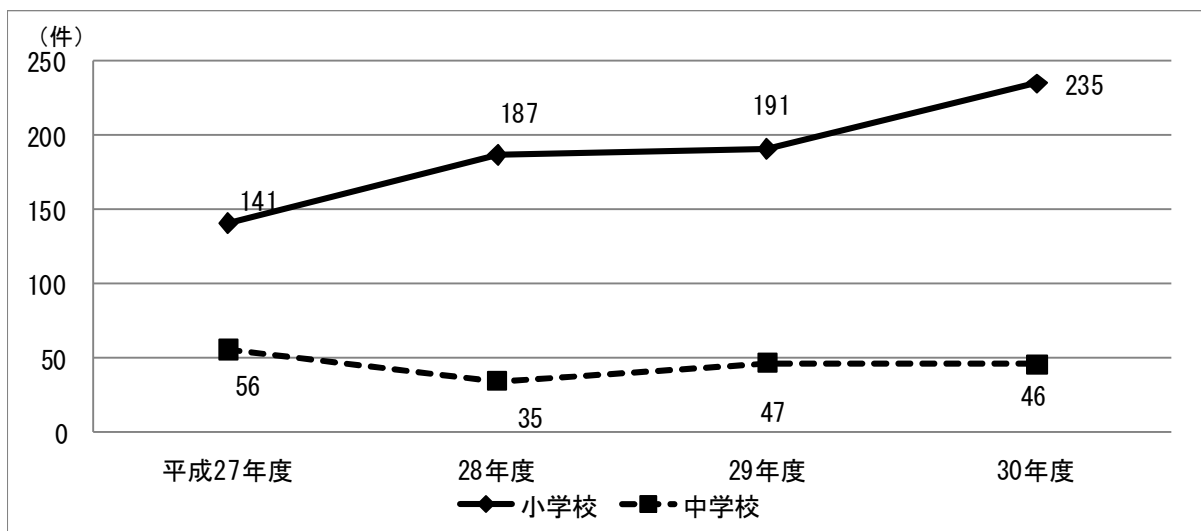
転学相談

入学後の適応状況を確認し、必要に応じて特別支援学級や特別支援学校への転学に向けた相談を実施しています。

通級・巡回指導利用のための相談

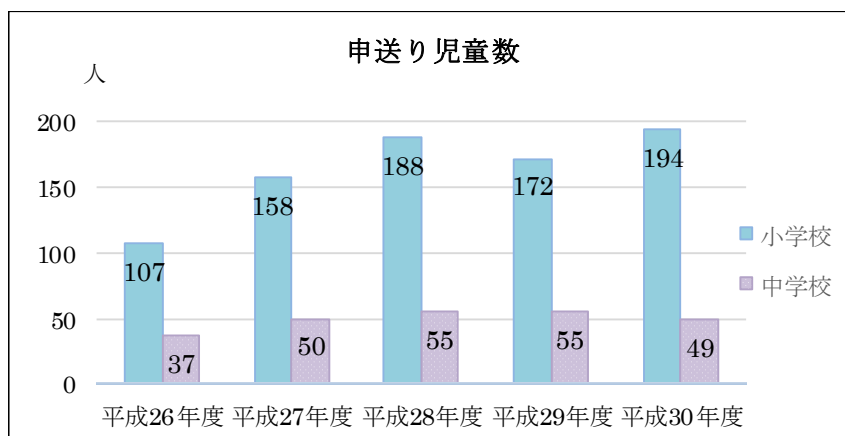
情緒・発達の課題に対応する巡回指導・通級指導や、難聴・言語障害に対応する通級指導を利用するための相談を実施しています。

就学時・転学・通級・巡回指導利用のための相談件数の推移（教育委員会事務局統計）



②保育園・幼稚園等から小学校への就学時、小学校から中学校への就学時に、それまでの支援経過の引き継ぎを行っています。実施件数は増加傾向にあります。

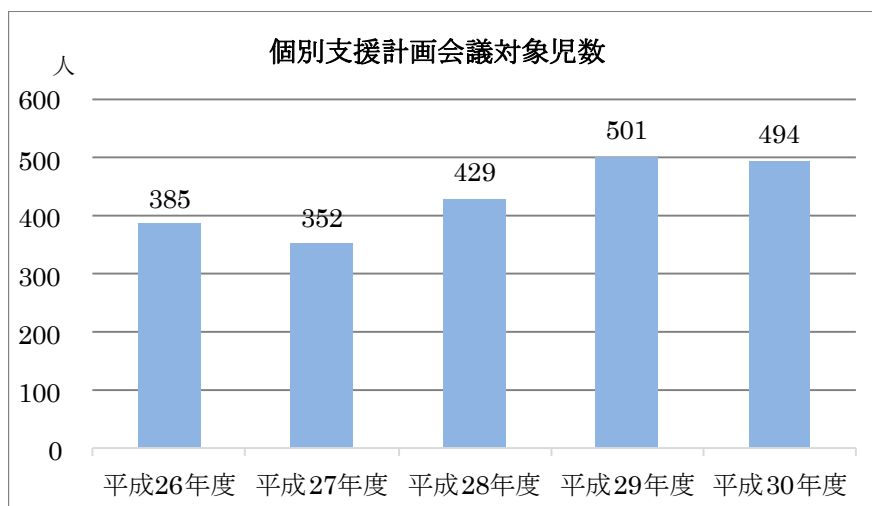
申送り児童数（教育要覧より）



③個別支援計画会議・発達支援ケース会議の実施

小学校において、申送りを行った児童や入学後に発達に関する相談や支援を開始した児童について、学校やすこやか福祉センター、学童クラブ、放課後等デイサービスなど関係機関が、児童の状況や支援内容の共有を図るための会議を実施しています。

個別支援計画会議（教育要覧より）



一人ひとりの成長段階に応じ、切れ目なく支援が継続できるよう、乳幼児期からの記録や支援内容等の情報を関係機関が共有し、就園・就学・進級の際に円滑に引き継がれことが必要です。

福祉・保育・保健・医療等が連携した総合的な相談支援体制を強化し、必要な状況にある子どもについては、学校と障害児相談支援事業所等が、障害児支援利用計画と個別の教育支援計画、それぞれの情報を共有して、一貫した支援が行われる体制を構築することが求められています。

（3）保護者・家族への支援の充実

すこやか福祉センターでは、発達や育てにくさなど課題のある乳幼児及び児の発達に不安を抱える保護者に対して、前向きに子育てができ、必要な支援につなげるように親子遊びを中心としたグループ活動を行っています。また、大学の専門的支援を受けながら、保護者が子どもとどのように向かい合うかなどを学ぶ保護者支援プログラムや、スポーツコミュニティプラザの協力を得て、運動をメインとした親子プログラムを実施しています。

また、令和元年度より、ペアレントメンター事業を区内関係団体の協力を得て開始しました。

親同士の支え合いであるペアレントメンター養成を行い、相談機会を増やすとともに、一般区民向けの講演会等の企画運営等も行っています。

今後、就業している保護者への支援も含め、更なる充実が求められます。障害や子どもの発達特性に応じた医療や福祉、教育の視点を踏まえた総合的な支援体制の構築が必要です。

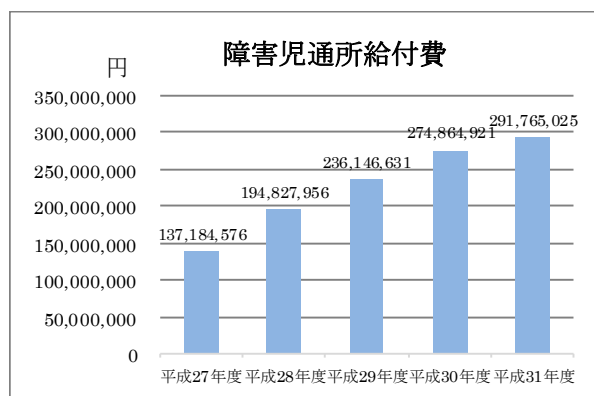
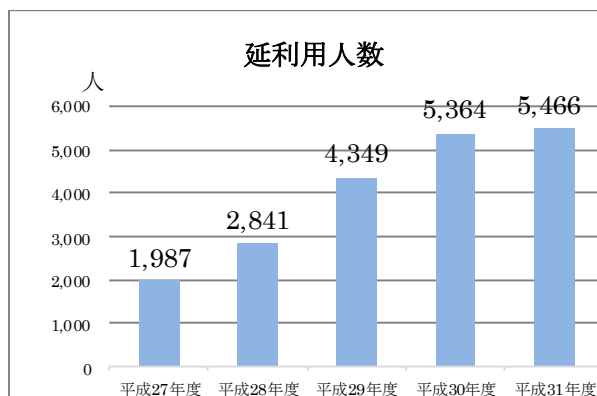
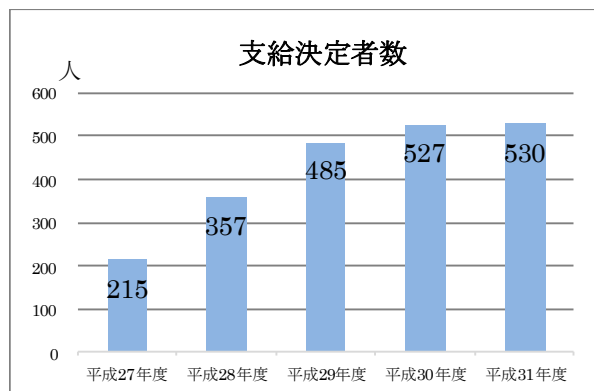
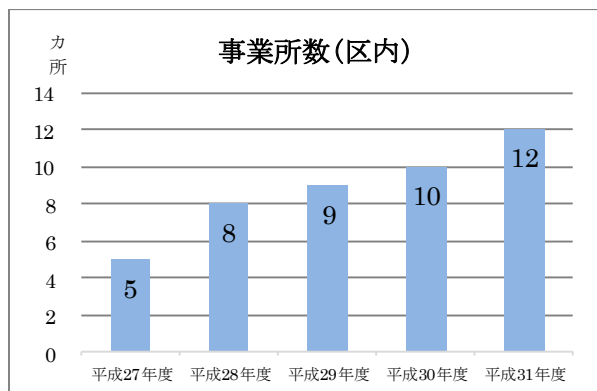
すこやか福祉センターにおけるグループ支援（令和元年度）

プログラム	参加者数
発達支援グループ	4 2 7 組
親の学びの場支援プログラム	3 1 1 人
保護者支援プログラム	3 6 6 人

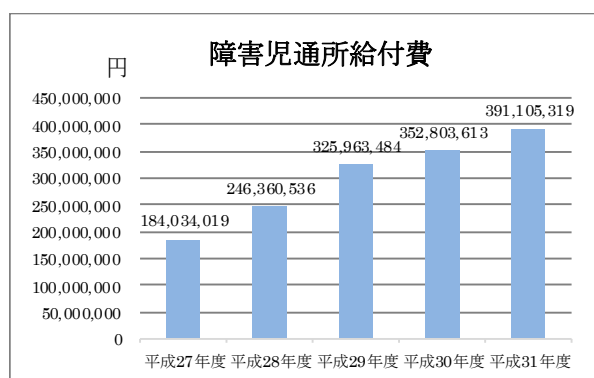
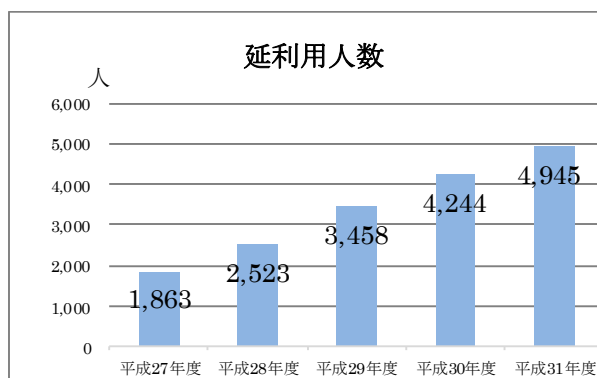
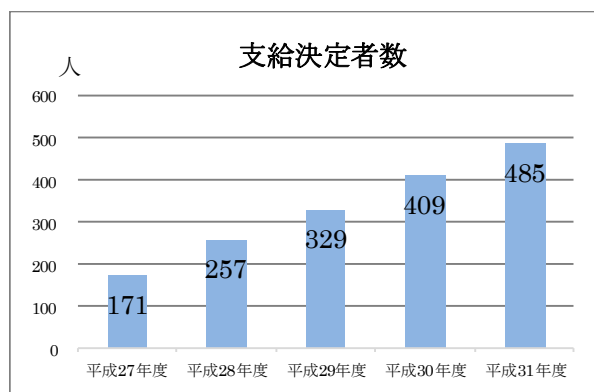
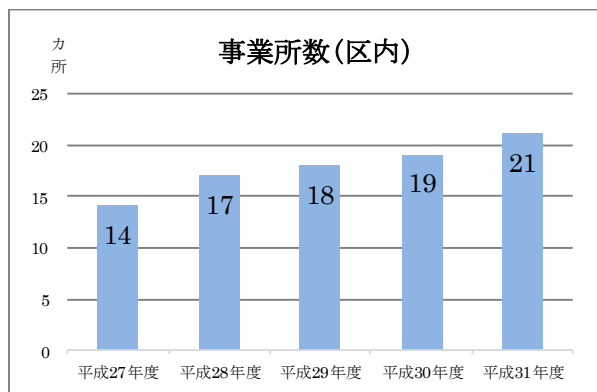
2 専門的な支援の充実と質の向上

(基礎資料)

児童発達支援（未就学児対象）状況



放課後等デイサービス（就学児対象）状況



(1) 障害児通所支援事業所の質の向上

障害児通所支援の利用者は依然増加傾向にあり、発達上の課題も様々で、必要とされる支援は多岐にわたります。事業所数も増加していますが、支援の具体的な方法や内容も多様であり、子どもの障害や特性に応じた有効な支援、家族等への支援等、質の確保がなされ、専門的な療育の支援を適切に提供できるよう支援の質の向上が求められています。

障害や発達に課題のある子どもに関わる各すこやか福祉センターや、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所へ支援の質の向上を図るため、平成30年度より児童発達専門支援員を派遣しています。

児童発達専門支援員の地域施設への支援

プログラム	回数	延参加者数
すこやか福祉センターへのスーパーバイズ	28回	160人
障害児通所・相談支援事業所への専門研修	15回	221人
障害児通所支援事業所への訪問支援	23回	

また、区立障害児通所支援施設ではサービスの質の向上に向けて、3年に1度評価機関による第三者評価の受審を行ってきていますが、平成29年度より、民間事業所に対する第三者評価受審費補助制度を開始しました。今後も引き続き継続的な受審勧奨が必要です。

事業所の検査・指導体制の整備では、これまで、東京都と区の合同で放課後等デイサービス事業所の実地検査等を実施してきました。今後、令和3年度に児童相談所設置市としての事務移管を受けるにあたり、区において、サービス内容の質の確保や運営の適正化を図るため、検査や指導のノウハウや体制を充実させる必要があります。

(2) 障害児相談支援事業所の整備と体制構築

平成27年度から指定障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画の作成が義務付けられています。区も、区立療育センター内に相談支援事業所を開設するなど体制整備を行ってきたことにより、指定障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画の作成数は伸びつつありますが、保護者等による計画作成（「セルフプラン」）も依然として2割を超えています。

また、区内で障害児支援利用計画作成を実施する民間事業者に対する運営補助制度を開始するなど、適切な相談支援を受けることができる体制を整備しました。今後も子どもの障害や特性に応じた必要な支援を総合的に判断し相談・支援・障害児支援利用計画の作成ができる障害児相談支援事業所の体制整備が必要です。

指定障害児相談支援事業所数（区内）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業所数	5	7	8	9

障害児支援利用計画作成数

	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
支給決定者数	6 1 5	8 1 4	9 3 6	1, 0 1 6
計画作成者数	3 5 8	5 0 7	6 0 3	7 5 0
セルフプラン	2 5 7	3 0 7	3 3 3	2 2 6
セルフプランの割合	4 1. 8 %	3 7. 7 %	3 5. 6 %	2 2. 2 %

(3) 重層的な地域支援体制の構築

すこやか福祉センターは地域の保健福祉総合相談支援の中核として、個々の子どもとその家族に対し、一貫して継続支援の中心として役割を担うために関係機関との連携を改善、強化しています。小・中学校の「学校生活支援シート」（個別の教育支援計画）作成に際してのすこやか福祉センターとの役割分担の明確化による連携強化や保護者の参画支援などの見直しを行いました。

区立障害児通所支援施設は、子どもの発達支援の専門機関として、児童発達支援等の専門的な支援と保育所や幼稚園等への巡回訪問等による後方支援の充実を目指し、研修費用を支援したり、区職員の専門研修等への参加を推奨しています。

（仮称）総合子どもセンターは、地域の障害児支援体制の核として機能するよう計画をすすめています。

療育センターアポロ園及び療育センターゆめなりあにおいて、発達に課題のある子どもの子育て、医療、福祉に関する相談に応じて、各施設の事業で対応するほか助言・関係機関を紹介しています。相談希望の増加により療育相談を受けられるまでの待機時間が発生しています。

療育相談数

	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
アポロ園	1 1 7	1 1 7	1 1 8	1 3 8
ゆめなりあ		1 8 0	1 3 5	1 1 9
合計	1 1 7	2 9 7	2 5 3	2 5 7

現在、障害児通所支援については、支給日数を原則月 23 日で決定しています。今後それぞれの児童の必要に応じた支給日数の決定を行う仕組みや体制について検討が必要です。

(4) 医療的ケア児への支援の充実

区では、地域のすこやか福祉センターにおいて、赤ちゃん訪問やNICU等からの退院の際に医療的ケア児についての状況の把握や必要な支援の調整を行っています。区内における医療的ケア児の継続的な把握、ニーズの把握等が求められています。

また、中野区立障害児通所支援施設（たんぽぽ・アポロ園・ゆめなりあ）において、看護師の配置を行い、医療的ケア児の受入体制を整えました。さらに、平成 2 8 年度に在宅による重症心身障（児）者レスパイト事業を開始し、受入れについて拡充してきました。

保育所等や学校等での医療的ケア児への対応については、令和 2 年より区立白鷺保育園と区立沼

袋保育園で受入れを開始しました。今後、受け入れの課題や体制について実践の中で検討、整理をしていくことが必要です。

医療的なケアが必要な児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう保健、医療、福祉その他の関連機関が支援を行う他機関との連絡調整を行うための体制整備が必要です。また、協議や調整の中心的な役割を担うため、東京都で養成している医療的ケアコーディネーターの活用、相談支援事業所等への配置や体制整備が求められます。

令和3年度の計画改定期に向けた国の基本指針の見直しでは令和5年度までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするとしています。

平成30年8月時点で、特別区では協議の場を設置している区が9区あり、自立支援協議会の部会として設置したもの、対象を医療的ケア児に特化して設置したもの、子ども部会として教育が中心で設置したものなどであり、中野区としてどのように位置づけていくかについて今後協議が必要となっています。

3 地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進

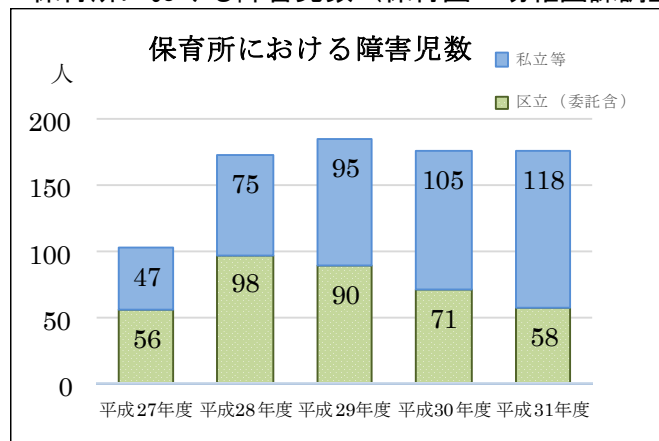
（1）地域生活における支援の充実

障害や発達に課題のある子どもが、地域社会の一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して、地域での生活基盤を形成することが求められています。

①保育園・幼稚園への受入

専門機関による巡回訪問（②参照）を実施し、支援が必要な子どもが集団生活に適応し、地域で育つことができるような取り組みを進めています。

保育所における障害児数（保育園・幼稚園課調査）



②専門機関による巡回訪問の実施

発達に課題のある子どものいる保育所・幼稚園等の保育者に対し、相談・助言を行う保育園等巡回訪問指導（中野区療育指導実施要綱に基づく）を実施しています。

保育所等への巡回訪問指導の対象児数や保育所及び幼稚園等の設置数の増加に対し、支援が必要な子ども全てが集団生活に適応し地域で育つことができるよう、区立療育センターにおける心理職等専門職員の体制拡充（平成31年度）を行いました。

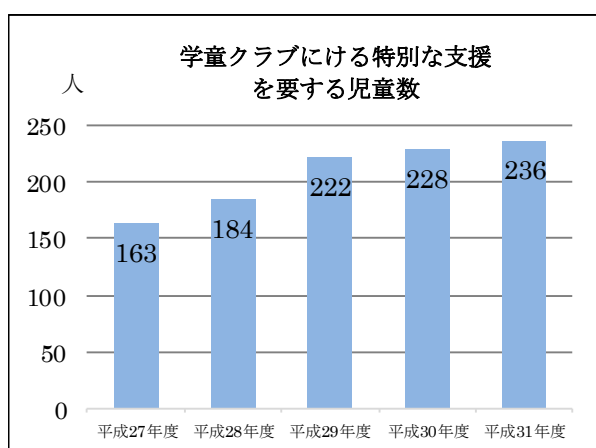
療育センターアポロ園及びゆめなりあにおける保育園等巡回訪問対象児数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区立保育園	201	190	197	225
私立保育園	245	223	270	321
区立幼稚園	0	0	0	0
私立幼稚園	143	154	171	169
乳児院	11	6	0	0
認定子ども園	31	36	28	40
他区私立保育園	1	1	0	8
他区幼稚園	16	12	28	16
合計	648	622	694	779

③私立幼稚園や学童クラブでの受入

私立幼稚園には受入のための職員配置や施設整備の補助を実施しています。また、学童クラブにおいては、区独自の基準による判定で、配慮の必要な子どもの受入体制支援を行っています。

学童クラブにおける支援を要する児童（育成活動支援課調査）



④特別支援教育の状況

区立小中学校の特別支援学級在籍児童・生徒

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
知的障害 (固定学級)	小学校	80	77	94	109
	中学校	54	62	55	56
情緒障害等 (通級指導学級)	中学校	22	29	24	22
難聴・言語障害 (通級指導学級)	小学校	33	33	41	36

特別支援教室の設置

通常の学級に在籍する情緒・発達の課題による困難さを効果的に改善し、子どもの学習能力や集団適応能力を伸長することを目指して、平成28年度から全小学校に特別支援教室を設置しました。中学校も令和3年度までに順次、全校に特別支援教室を設置する計画となっています。小学校の実績を踏まえ、指導・支援内容を充実させていきます。

副籍制度の実施

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を持ち、学校行事等様々な交流を通じて地域とのつながりの維持・継続を図っています。

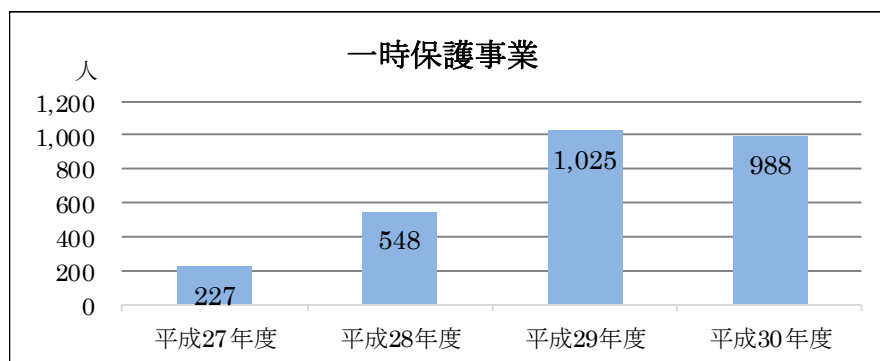
支援員の配置

各校に支援員を配置し、必要な子どもへの支援や見守り、完全確保を行っています。

⑤一時保護事業の実施

保護者の急病や緊急時のために区立障害児通所支援施設（療育センターアポロ園・療育センターゆめなりあ・子ども発達センターたんぽぽ・放課後デイサービスセンターみずいろ）において、一時保護事業を実施しています。

中野区立障害児通所支援施設における一時保護事業利用人数



(2) 地域社会の障害理解促進や啓発

障害者差別解消法や発達障害者支援法、合理的配慮のあり方等を踏まえ、地域社会において、障害や発達特性への理解促進が求められています。

日ごろから地域において障害のある人と周囲の人々の相互理解が重要であり、学校・家庭・地域が連携・協力して、幅広く障害者理解を推進していく必要があります。

①区民講演会の実施

発達障害の特性についての講演等を行い、区民への継続的な啓発を進めています。

②発達支援ニュースの発行

年1回、発達支援に関する情報発信を行っています。

③特別支援教育リーフレットの配布

「中野区における特別支援教育」リーフレットを発行し、小中学校の保護者に配布しています。

【国の基本指針の見直しで示されている盛り込むべき事項についての記載】

- ① 地域支援体制の構築・・・1・2・3
- ② 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援・・・1・3
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）・・・3
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備・・・2
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保・・・1・2